

子供育成活動支援事業の実施について

1 目的

学習支援や食事提供等の地域活動を担う団体に対し、経費の一部を支援することにより、親の就労や家庭事情等により、孤立しがちな子供やその家庭の支援を図る。

2 補助概要

対象団体	台東区内で補助事業を実施する社会福祉法人、特定非営利活動法人及びその他区長が認めた団体。
対象事業	下記3事業を一体として、年間を通じて行うものを対象とする。 (1)子供が集い、交流する場の提供及び交流の促進に関する事業 (2)学習指導、学習相談及び進学相談等に関する事業(週2回以上) (3)栄養バランスの取れた食事を提供する事業(月2回以上)
対象経費	人件費(団体運営のための人件費は除く)、備品購入費、消耗品費 交通費、通信運搬費、印刷製本費、保険料、光熱水費、食材費 その他区長が必要と認める経費
限度額	150万円

3 選定方法

台東区子供育成活動支援事業実施団体審査会を設置し、補助団体の審査を行う。